

宮崎大学附属図書館本館における展示スペース利用要領

令和 4年 7月 26日

図書館運営委員会決定

(趣旨)

1. この要領は、学内各部局が附属図書館本館内の展示スペースを利用するための手続きを定めたものである。

(窓口)

2. 宮崎大学附属図書館本館（以下、「本館」という）内における展示に関する窓口は、附属図書館本館利用係（以下「利用係」という）とする。

(主催等)

3. 本館において展示できるのは、学内各部局の主催、もしくは学内各部局と学外団体の共催によるものとする。学外団体のみで催す展示の場合は、これを受け付けない。

学外団体と共催する展示の場合、申込者は学内各部局、連絡担当者は学内者とする。

(目的)

4. 展示の目的は、①学生の教育、②大学の教育研究成果の社会への発信、③地域連携のいずれかに該当するものに限る。

(申し込み)

5. 申し込みは、本館からの募集を受け、展示を希望する部局の連絡担当者が、別紙1申込書を利用係に提出する形で行う。

(決定)

6. 展示スケジュール決定の流れは以下のとおりとする

1月：利用係において、次年度の企画を決定

1～2月：学内者に募集をかける

3月：調整、決定。最終的に運用専門委員会により決定

4月以降は、原則として変更しない。変更が生じる際は、運用専門委員会にて協議を行う。

(場所)

7. 展示場所は、原則、本館正面玄関前展示ブースの片側もしくは背面とする。それ以外の場所を希望する場合は、事前に利用係に相談する。

(期間)

8. 展示開始日および終了日は平日とし、展示期間は、原則として1か月以内とする。

(設営・撤去)

9. 展示スペースの設営および撤去に関しては、主催もしくは共催である学内の部局（以下「申込部局」という）が、図書館の運用ルールに従い、展示開始日および終了日に行う。時間は、9時～17時の間とする。

(図書の展示)

10. 図書館は、申込部局と相談の上、同ブース内で関連する図書の展示を行うことができる。

(予約申請)

11. ワークショップコート等、予約が必要な場所を利用する際は、宮崎大学附属図書館コモンズスペース利用要項に従い、連絡担当者が申請する。

(取材)

12. 新聞等、学外からの取材を受ける予定がある場合は、利用係に事前に連絡する。

(免責事項)

13. 利用期間中の人身事故及び物品・展示物等の盗難・破損事故などに関しては、本館の運営に重大な過失がない限り、本館は一切の賠償責任を負わないものとする

(賠償等)

14. 展示に伴い、施設内外の建造物・設備・備品、その他を毀損、汚損、紛失させた場合、主催者の責任において原状回復又は賠償を行う。来場者及び関係業者に起因する損害についても同様とする。

(その他)

15. この要領に定めのない事項については、担当係において協議の上決定する。

附 則

この要領は、令和4年7月27日から実施する。

別紙 1

宮崎大学附属図書館本館における展示申込書

申込者（組織名）：

連絡担当者： 氏名 所属 内線
メールアドレス

展示名称：

展示内容：

目的： 学生の教育 教育研究成果の社会への発信 地域連携 （複数選択可）

期間： 年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

※設置・撤去期間も含める

※申し込みが重複した場合等、ご希望に添えない場合があります

場所： 展示ブース（片面） 展示ブース上部（片面） 展示ブース（背面）
その他（ ） （複数選択可）

※展示ブース最上部をご利用の場合、各自で脚立等をご準備ください。

借用希望の展示用品（無料）

テーブル 展示パネル（ 台） ピクチャーレール

つみきばこ（ 個） その他（ ）

※他企画との兼ね合いでご希望に添えない場合があります

※サイネージは各自でご用意願います

・利用期間中の人身事故及び物品・展示物等の盗難・破損事故などに関しては、当館の運営に重大な過失がない限り、当館では一切の賠償責任を負いません。

・施設内外の建造物・設備・備品、その他を毀損、汚損、紛失させた場合は、速やかに利用係にご連絡下さい。主催者の責任において原状回復又は賠償していただきます。関係業者に起因する損害についても同様といたします。